



諮問庁：外務大臣

諮問日：平成18年10月6日（平成18年（行情）諮問第329号，同第330号及び同第351号）

答申日：平成20年1月22日（平成19年度（行情）答申第372号，同第373号及び同第394号）

事件名：「行政協定に基づく合同委員会合意インデックス」につづられている文書の不開示決定に関する件（平成18年（行情）諮問第329号）
「日米合同委員会議事録インデックス」につづられている文書の不開示決定に関する件（平成18年（行情）諮問第330号）
「日米安全保障条約第3条に基づく行政協定関係・日米合同委員会議事録」につづられている文書の不開示決定に関する件（平成18年（行情）諮問第351号）

答 申 書

第1 審査会の結論

日米合同委員会議事録に係るインデックスが記載された次の3文書（以下，併せて「本件対象文書」という）につき，そのすべてを不開示とした決定は，妥当である。

文書1 行政協定に基づく日米合同委員会合意インデックス（平成18年（行情）諮問第329号に係る対象文書）

文書2 日米合同委員会議事録インデックス（平成18年（行情）諮問第330号に係る対象文書）

文書3 日米安全保障条約第3条に基づく行政協定関係・日米合同委員会議事録インデックス（平成18年（行情）諮問第351号に係る対象文書）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件開示請求に対し，平成17年5月6日付け情報公開第00857号並びに同年9月9日付け情報公開第01944号及び同第01945号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「本件決定」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

(1) 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。(諮問第329号、第330号及び第351号)

(2) 文書が特定されるべきである。

本件異議申立ては、処分庁の行政文書ファイルにつづられている文書への個々の開示請求に対する不開示決定に対するものである。よって、つづられている文書の件名等を明らかにすることによって、不開示とされた対象文書が特定されるべきである。対象文書の件数及び件名を明らかにできない合理的理由はないと思われるので、この点について処分庁は早急に開示すべきである。(諮問第329号及び第330号)

(3) 日時・開催場所等の情報は開示されるべきである。

本件対象文書は、日米合同委員会議事録の一部とのことであるが、開催日及び開催場所等に関する情報は開示しても支障がないと思われるので、そうした情報が存在する部分については開示されるべきである。(諮問第329号及び第330号)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「日本とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定」(昭和27年発効。以下「行政協定」という。)又は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(昭和35年発効。以下「日米地位協定」という。)の実施に関して日米間で協議する日米合同委員会議事録の一部を構成している文書である。

2 不開示部分について

日米合同委員会では、その内容が公表されないことを前提に、日米地位協定の実施に関して協議を必要とするすべての事項に関し忌たんのない協議や意見交換を行っている。かかる協議によって、在日米軍施設・区域をめぐる諸問題に日米両政府が迅速かつ効果的に対応することが可能となっており、かかる協議は、在日米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を確保する上で極めて重要な要素となっている。

また、在日米軍施設・区域をめぐる諸問題は、その性質上、日米両国の国家全体としての利害のみならず、在日米軍施設・区域が所在する地域社会の利害、日本国内の諸勢力の利害など様々な利害が複雑に絡み合っていると、公表を前提とした協議ではこのような複雑な利害関係の調整を図ることは極めて困難である。

かかる事情から、日米合同委員会の意見交換や協議の内容(及びそれが記録された文書)については、日米双方の合意がない限り公表されないことが日米間で合意されており、仮に本件対象文書が公開されることとなれ

ば、日米間の信頼関係を損ない、今後、米側との間で忌たんのない協議を行えなくなるおそれがあり、ひいては米軍施設・区域をめぐる諸問題に対する日米両政府の対処能力を低下させ、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害するおそれがある。

以上のように、本件対象文書は、公表を前提としない協議の記録の一部を成すものであり、公にすることにより、米国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したため、不開示決定を行ったものである（法5条3号）。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件対象文書について、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」として、本件決定の取消しを求めている。

しかしながら、上記2の説明のとおり、本件対象文書はすべて法5条3号に該当し、本件決定は妥当である。

4 結論

上記の論拠に基づき、本件決定を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成18年（行情）諮問第329号、第330号及び第351号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成18年10月6日 諮問の受理（諮問第329号、第330号及び第351号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成19年2月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年8月3日 委員の交替に伴う所要の手続の実施及び審議
- ⑤ 同月28日 諮問庁の職員（外務省北米局日米地位協定室長ほか）からの口頭説明の聴取
- ⑥ 平成20年1月18日 諮問第329号、第330号及び第351号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、行政協定又は日米地位協定に基づき、当該協定の実施に関して日米間で協議を行う日米合同委員会の議事録のインデックスに係る上記第1に掲げる3文書である。

諮問庁は、その全部を不開示とした本件対象文書は法5条3号に該当するとして、本件決定は妥当である旨説明することから、以下において不開示情報該当性を検討する。

2 日米合同委員会について

日米合同委員会は、行政協定 26 条又は日米地位協定 25 条 1 に基づき、当該協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と米国政府との間の協議機関として設置されているものであり、諮問庁の説明によれば、我が国の安全保障上及び米軍の我が国における駐留のための極めて重要な意見交換の場として位置付けられているものと認められる。

3 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、文書 1 及び文書 3 には行政協定に基づき開催された日米合同委員会議事録に係るインデックスが、また、文書 2 には日米地位協定に基づき開催された日米合同委員会議事録に係るインデックスが、それぞれ記載されていると認められる。

(2) 諮問庁は、口頭説明において、これらのインデックスは、公表を前提としていない日米合同委員会議事録について、過去に開催された日米合同委員会における協議事項、合意事項等を項目別に分類し、これらの事項等が日米合同委員会議事録のどこに存在するかを記したものであり、日米合同委員会議事録の一部を構成している文書であることから、議事録同様、日米間の公式文書として位置付けられ、日米双方の合意がない限り公表されないとの日米共通の認識の下に厳格に取り扱われており、特に日米地位協定発効後の第 1 回日米合同委員会議事録においては、日米双方の合意がなければ公表できない旨が明示的に記録されている旨説明する。

そこで、諮問庁より関連文書の提示を受け、確認を行ったところ、昭和 27 年 8 月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められ、また、日米地位協定発効後に開催された第 1 回日米合同委員会議事録において、日米合同委員会議事録は日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実が記録されていることが認められる。

(3) 本件対象文書は、日米合同委員会の議事録そのものではないが、そこに記述された内容は、上記のとおり議事録を抽出したインデックスで、議事録と不可分一体のものであり、そのすべてが日米合同委員会議事録の記載内容の一部でもあることが認められることから、これを公にすれば、日米合同委員会における具体的事項の協議内容及び協議頻度の逐一が推測可能になると認められることから、その情報管理を誤れば日米双方の相互不信を招きかねないものであると言える。

このような性格を有する日米合同委員会議事録に係るインデックスについて、日米双方の合意がない限り公表されない文書として、日米双方においてその取扱いを厳格に行っているにもかかわらず、これに反して本件対象文書の内容を公にした場合、米国との信頼関係が損なわれ、交渉上不利益を被るおそれがあり、また、その他の国々との関係においても同様のおそれがあることに加え、我が国の安全保障の根幹を成す日米安全保障体制の運用についての誤解や憶測を招くおそれがあることも否定できないところ、日米安全保障体制は、我が国の安全保障において極めて重要な意義を有するものであることは言うまでもなく、その実際の運用においては、様々な困難な問題が伴うものであり、我が国に駐留する米軍にもかかわる極めて機微な事項にわたる同体制の運用についての誤解等が生じた場合、それが同体制の円滑な運用を妨げ、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがあることも否定できないものと認められる。

したがって、上記のような性格を有する本件対象文書を、日米双方の合意なしには公表されないという合意に反して公にした場合、日米間の忌たんのない意見交換や協議を困難にし、日米地位協定の円滑な実施を阻害するおそれがあり、さらには米国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は、首肯することができる。

- (4) これらのことから、本件対象文書については、これらを公にすれば、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることに相当の理由があるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

- (1) 異議申立人は、本件行政文書ファイルにつづられている文書の件名等を明らかにすることによって、不開示とされた対象文書が特定されるべきである旨主張するが、本件対象文書は上記3のとおり、それぞれが全体として日米合同委員会議事録に係るインデックスを構成する文書であり、文書の特定は適法に行われていると認められることから、異議申立人の主張は採用できない。

- (2) 異議申立人は、日時・開催場所等の情報は開示されるべきである旨主張するが、本件対象文書は、上記3の認定に照らすとき、不開示部分は、全体として法5条3号に該当し、部分開示はできないものと認められることから、当該主張は採用できない。

5 本件決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、そのすべてを法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、同条3号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 寶金敏明, 委員 秋田瑞枝, 委員 橋本博之